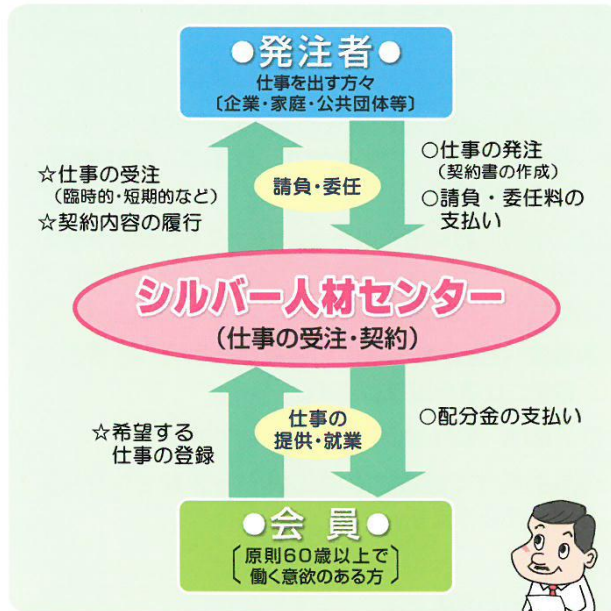


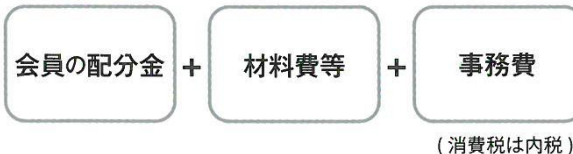
「請負・委任」

- 清掃、除草・草刈り、植木などの剪定、家事援助サービスなど、仕事の完成を目的とした場合にぴったりです。
- 雇用関係はありません。仕事の段取りや指示は必要ありません。責任をもって仕事を完遂させていただきます。
- 労働関係法規（労働基準法・労災保険等）の適用はありません。万が一、事故が発生したときは、シルバー保険（傷害・賠償責任）で対応します。
- 仕事の対価は、請負・委任料としてシルバー人材センターにお支払いください。



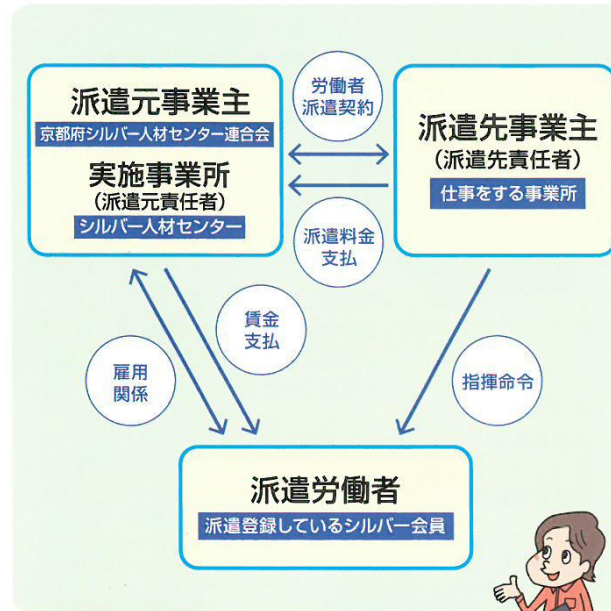
〈請負・委任料〉

請負・委任料は、次の算定になります。



「派遣」

- 派遣労働登録会員は、シルバー人材センター連合会と労働契約を結び、契約に基づき就業します。
- 派遣会員は、派遣先の指揮命令を受けて就業します。
- 労災保険の適用はありますが、社会保険（健康保険・厚生年金保険）及び雇用保険の適用はありません。
- 派遣会員が働いた対価は、シルバー人材センター連合会から「賃金」として支払います。
- 派遣先事業主は、就業の対価を労働者派遣契約料金としてシルバー人材センター連合会にお支払いください。



〈派遣料金〉

派遣料金は、次の算定になります。

